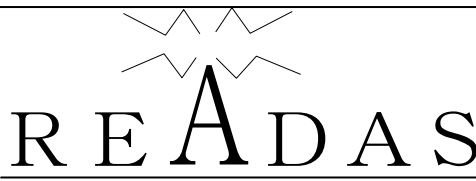


第 5498 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月28日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 無議決権株式の評価

Q：相続時における無議決権株式の評価はどのようにするのですか？

A：次のようにします。

【解説】

無議決権株式は、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価しますが、次のすべての条件を満たす場合に限り、原則的評価方式により評価した価額から、その価額の5パーセント相当額を控除した金額により評価するとともに、その控除した金額をその会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することが認められています。

- ①会社の株式について、相続税の法定申告期限までに、遺産分割協議が確定していること。
- ②相続又は遺贈により、その会社の株式を取得したすべての同族株主から、相続税の法定申告期限までに、その相続又は遺贈により同族株主が取得した無議決権株式の価額について、調整計算前のその株式の評価額からその価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、その控除した金額をその相続又は遺贈により同族株主が取得したその会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することについての届出書を所轄税務署長に提出していること。
- ③相続税の申告に当たり、「取引相場のない株式の評価明細書」に、一定の算式に基づく無議決権株式及び議決権のある株式の評価額の算定根拠を記載し、添付していること。

